

墨田区収入証紙条例を廃止する条例を公布する。

平成22年3月30日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第5号

墨田区収入証紙条例を廃止する条例

墨田区収入証紙条例（昭和39年墨田区条例第13号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による廃止前の墨田区収入証紙条例（以下「廃止前条例」という。）第5条の規定により売りさばきを受けた収入証紙（廃止前条例付則第2項の規定により廃止前条例の規定により交付された収入証紙とみなされるものを含み、消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。以下「退蔵収入証紙」という。）は、施行日から平成23年9月30日までの間は、なお従前の例により使用することができる。
- 3 この条例の施行の際、現に退蔵収入証紙を所有している者は、施行日から平成28年9月30日までの間に限り、墨田区規則で定めるところにより、当該所有する退蔵収入証紙を墨田区に返還して現金の還付を受けることができる。